

掛川市告示第 34 号

掛川市高齢者緊急通報システム事業実施要綱（平成 18 年掛川市告示第 38 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 28 日

掛川市長 久 保 田 崇

第 4 条に後段として次のように加える。

この場合において、申請者は、第 8 条に規定する指定協力員を 2 人（うちいずれか 1 人は、市内在住者又は 30 分以内に申請者の住居に訪問できる場所に居住している者に限る。）申し出なければならない。

第 8 条第 3 項中「利用者」を「第 4 条後段」に改める。

別表第 1 に（注）として次のように加える。

（注）指定協力員のうちいずれか 1 人は、市内在住者又は 30 分以内に申請者の住居に訪問できる場所に居住している者を記載してください。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市高齢者緊急通報システム事業実施要綱の規定は、施行日以後の高齢者緊急通報システム事業に係る利用の申請及び決定から適用し、施行日前の高齢者緊急通報システム事業に係る利用の申請及び決定については、なお従前の例による。